

入間市手数料条例の一部を改正する条例 改正要旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）及び同法施行令（平成28年政令第8号）の一部改正に伴い、次の改正を行います。

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う条ずれを改めます。
- 2 建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の対象が拡大されたことにより、埼玉県において関連する手数料の面積区分と金額の見直しが行われる予定です。市においても関連する手数料を埼玉県と同様の金額に改めます。
- 3 新たな事務が追加されたことにより以下の手数料を定めます。
 - ① 「建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料」
 - ② 「建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料」

※ 手数料の額は、埼玉県や近隣市と同様とします。

施行日 令和3年4月1日